

# 社会問題化プロセスから見る「発達障害」の増加

—専修大学の障がい学生支援に関する構築主義的分析—

高田 陽歩 (嶋根ゼミ)

HS21-1026F

## 論文の目次

### 序章

### 第 1 章 発達障害の現状

#### 1.1.1 DSM - 5 による発達障害の定義

#### 1.1.2 DSM が規定する発達障害の定義の変化

#### 1.2 発達障害に関する日本の法律

#### 1.3 発達障害の増加

##### 1.3.1 生活のしづらさなどに関する調査

##### 1.3.2 通級指導を受ける発達障害児の人数の推移

### 第 2 章 社会問題と構築主義

#### 2.1 従来の社会問題の定義

#### 2.2 構築主義における社会問題の定義

#### 2.3 社会問題の分析方法

### 第 3 章 専修大学の発達障害を持つ学生への支援

#### 3.1 専修大学の障がいのある学生支援に関する基本姿勢と指針

#### 3.2 専修大学の障がい学生支援体制

#### 3.3 調査概要

### 第 4 章 専修大学の障がい学生支援の歴史

#### 4.1 障がい学生支援の歴史

#### 4.2 学生相談室の誕生

##### 4.2.1 厚生補導の広がり

##### 4.2.2 大学紛争

#### 4.3 高等教育のユニバーサル化と障がい学生支援

#### 4.4 廣中レポートの影響

#### 4.5 差別解消法の改正と障がい学生支援室

### 第 5 章 現状とその課題

#### 5.1 現在の発達障害に対する支援

#### 5.2 支援実施者数の増加

#### 5.3 今後必要とされる取組

### 結論

## 序章

近年発達障害者の数は増加し、一般的に日本で発達障害は社会問題化している。本稿では、専修大学の学生支援を対象に、専修大学で発達障害が社会問題化した過程を明らかにする。専修大学の分析から、日本で発達障害が急激に増加し、社会問題化した原因の考察を目的としている。発達障害の増加原因の考察は、今後の政策や支援の指針となる可能性があるため、本研究は重要な意味を持つ。本稿では、質的調査と先行文献、政府刊行物を用いて分析を行う。

## 第 1 章 発達障害の現状

「発達障害」は 1987 年に発表された医学的な診断基準の DSM-III-R により、精神疾患・障害の一つとして定義された。これにより、日本では 2004 年に「発達障害者支援法」が制定された。

厚生労働省が行った「生活のしづらさなどに関する調査」では、全国の発達障害者の推計値は 2011 年調査では 318 千人、2016 年調査は 481 千人、2021 年調査では 872 千人であった(厚生労働省 2013・2018・2023)。2011 年と比べ、発達障害者の推計値は、この 10 年で 554 千人増えている。

## 第 2 章 社会問題と構築主義

マルコム・スペクターとジョン・I. キツセは「社会問題」を「なんらかの状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動である」(Spector and Kitsuse 1990 : 119) と定義した。キツセらの理論を構築主義という。

ジョエル・ベスト(2020)は、構築主義の社会問題化には「クレーム申し立て→メディア報道→大衆の反応→政策形成→社会問題ワーク (政策

の実施過程)→政策の影響(意図せざる結果)→新しいクレーム」という流れがあると主張した。これを「社会問題の自然史」という。本稿では、社会問題の定義に構築主義を採用する。

### 第 3 章 専修大学の発達障害を持つ学生への支援

本稿では、日本全体を広義の社会とし、専修大学を狭義の社会と定義する。専修大学では障がい<sup>1</sup>学生支援室が発達障害の支援を行っている。障がい学生支援室が設立するまでの成り立ちの分析を通して「発達障害」が専修大学で社会問題化した過程を明らかにする。

### 第 4 章 専修大学の障がい学生支援の歴史

筆者は、専修大学の障がい学生支援室と学生相談室の室長である小峰直史先生に半構造化インタビューを行った。質的調査を基に、「社会問題の自然史」を用いて分析を行う。1960年代に大学紛争という、大学環境に対するクレーム申し立て活動が生じた。大学紛争鎮静のための「政策形成」の影響として、1978年に専修大学では「学生相談室」が設立された。その後1990年代には、高等教育の進学率が50%を上回るという「高等教育のユニバーサル化」が生じた。広義の社会の「大衆の変化」とそれに伴う「政策形成」の影響を受け、専修大学では1996年に「障がい学生支援推進委員会」が設置された。その後、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。広義の社会の「政策の実施過程」として2020年に専修大学に「障がい学生支援室」が設置された。

広義の社会の「政策形成」が、狭義の社会の「クレーム申し立て」と「政策形成」を起因したといえる。専修大学において、発達障害が社会問題となったのは、広義の社会で発生した社会問題に対する「政策の実施過程」として、狭義の社会で「政策形成」が行われたことが原因だと考える。

### 第 5 章 現状とその課題

専修大学の発達障害・精神障害を持つ学生への支援実施者は、2019年までは10人前後であった。しかし、障がい学生支援室が設置された2020年は23人と前年の2倍近くまで増加した。2023年では106人と大幅に増加している。小峰先生いわく、ここ数年で特別な広報活動や、支援の変化は行っていない。つまり、障がい学生支援室という狭義の社会の「政策形成」そのものが、専修大学で支援を受ける発達障害者・精神障害者の増加の原因であると考えられる。

上記のことから、広義の社会においても、第1章で先述したような「政策形成」が発達障害者増加の原因であることが示唆される。

### 結論

本稿では、広義の社会で発生した社会問題の「政策の実施過程」として、専修大学の中で発達障害が社会問題化したことが明らかになった。さらに、広義の社会における発達障害者の増加は、「政策形成」が原因であると考察を行った。

新たなクレームの発生は、以前の社会問題が改善したことを意味すると考える。2025年から神田キャンパスにも障がい学生支援室が常設される。近い将来、神田キャンパスの障害学生支援室にも、新しいクレームが発生するだろう。

### 主要参考文献

ジョエル・ベスト著、赤川学訳、2020、『社会問題とは何か』、筑摩選書。

J. I キツセ・M. B スペクター著、村上直之・中川伸俊・鮎川潤・森俊太訳、1990、『社会問題の構築—ラベリング理論を超えて—』、マルジュ者・蝶慎一、2014、「戦後初期の大学における『厚生補導』の活動領域に関する考察—「学徒厚生審議会」の審議過程と答申の分析を中心に—」、大学経営政策研究、4: 37 - 54。

中河伸俊、1999、『社会問題の社会学』、世界思想。

<sup>1</sup> 専修大学の取り組みは「障がい」と表記する。